

長岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成31年4月5日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

総務部 庶務課  
福祉保健部 健康課（中越こども急患センターを含む。）  
商工部 工業振興課  
教育委員会  
教育部 中央図書館  
公平委員会  
固定資産評価審査委員会

2 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成31年3月7日から3月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

## 5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
庶務課	適正に処理されてきました。
健康課	適正に処理されてきました。
工業振興課	適正に処理されてきました。
中央図書館	適正に処理されてきました。
公平委員会	適正に処理されてきました。
固定資産評価審査委員会	適正に処理されてきました。